

【医療保険】 利用料金表（重要事項説明書別紙）

【訪問看護療養費】

訪問看護基本療養費（Ⅰ）		5,550円/回 （週3日目まで）	（イ）訪問看護指示書、計画書に基づいて訪問看護を行った場合（※保健師、助産師、又は看護師）（ハを除く）
		6,550円/回 （週4日目以降）	
		5,050円/回 （週3日目まで）	（ロ）訪問看護指示書、計画書に基づいて訪問看護を行った場合（※准看護師）
		6,050円/回 （週4日目以降）	
		12,850円/回 （1回/月を限度）	（ハ）悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合
		5,550円/回 （週3日目まで）	（二）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 【同一建物居住者】		同一日に2人	（イ）訪問看護指示書、計画書に基づいて訪問看護を行った場合（※保健師、助産師、又は看護師）（二を除く）
		5,550円/回 （週3日目まで）	
		6,550円/回 （週4日目以降）	
		2,780円/回 （週3日目まで）	
		同一日に3人以上	（ロ）訪問看護指示書、計画書に基づいて訪問看護を行った場合（※准看護師による場合）
		3,280円/回 （週4日目以降）	
		同一日に2人	
		5,050円/回 （週3日目まで）	
		6,050円/回 （週4日目以降）	
		同一日に3人以上	（ハ）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合
		2,530円/回 （週3日目まで）	
		3,030円/回 （週4日目以降）	
		同一日に2人	（二）悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合
		5,550円/回	
		同一日に3人以上	
		2,780円/回	
		12,850円/回	

訪問看護基本療養費（Ⅲ） 【試験外泊】	8,500円/回 (入院中1回もしくは厚生労働大臣が定める疾病等であれば2回算定)		在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に対する訪問看護を行った場合
難病等複数回訪問加算	2回/日の場合	4,500円 (同一建物内1人又は2人)	厚生労働大臣の定める病気などの利用者に、1日2回訪問した場合
		4,000円 (同一建物内3人以上)	
	3回/日以上の場合	8,000円 (同一建物内1人又は2人)	厚生労働大臣の定める病気などの利用者に、1日3回以上訪問した場合
		7,200円 (同一建物内3人以上)	
緊急訪問看護加算	イ：2,650円/日（月14日目まで） ロ：2,000円/日（月15日目以降）		主治医の指示にて、緊急で訪問看護支援を行った場合
長時間訪問看護加算	5,200円/週1日を限度 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児若しくは15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者の場合は週3日を限度。		特別管理加算を算定している利用者様などに1回につき90分を超える訪問をした場合
複数名訪問看護加算	同一建物内1人又は2人	イ又はロの場合、週1日を限度　ハの場合週3日を限度 イ 他の看護師等を行う場合 4,500円 ロ 他の准看護師を行う場合 3,800円 ハ 看護補助者を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く) 3,000円 ニ 看護補助者を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る) 1回/日の場合：3,000円 2回/日の場合：6,000円 3回以上/日の場合：10,000	・身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

	同一建物内3人以上	イ又はロの場合、週1日を限度 ハの場合週3日を限度 イ 他の看護師等を行う場合 4,000円 ロ 他の准看護師を行う場合 3,400円 ハ 看護補助者を行う場合 （別に厚生労働大臣が定める場合を除く） 2,700円 ニ 看護補助者を行う場合 （別に厚生労働大臣が定める場合に限る） 1回/日の場合：2,700円 2回/日の場合：5,400円 3回以上/日の場合：9,000円	
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円/日	夜間：午後6時から午後10時まで 早朝：午前6時から午前8時まで
深夜訪問看護加算		4,200円/日	深夜：午後10時から午前6時まで
訪問看護管理療養費		1.月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 13,230円 ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 10,030円 ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 8,700円 ニ イからハ以外の場合 7,670円 2.月の2日目以降の訪問の場合 イ：訪問看護管理療養費1 3,000円 ロ：訪問看護管理療養費2 2,500円	（左記1・2.） 主治医との連携確保のために計画的な管理を行っている場合（計画書・報告書の提出等） （左記2.） イ：※利用者のうち同一建物居住者の占める割合が7割未満（1）別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある（2）精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度：40以下の利用者の数が月に5人以上である場合 ロ：※利用者のうち同一建物居住者の占める割合が7割以上 条件は上記（1）（2）と同様
24時間対応体制加算		イ：6,800円（1回/月を限度） ロ：6,520円（1回/月を限度）	利用者または家族の電話に常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を行える体制をとっている場合 ※イ：24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 ロ：イ以外の場合
特別管理加算		2,500円（月1回を限度） 5,000円（高重症度の方/月1回限度）	特別な医療管理を必要とする利用者に常時対応できる環境が整っており、計画的な管理を行える体制をとっている場合

退院時共同指導加算	8,000円/回 当該退院又は退所につき1回限度 ※別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については2回限度。	退院（退所）前に、病院や老人保健施設において退院（退所）後の在宅療養について指導、相談を行った場合
特別管理指導加算	2,000円 (1回/月限度)	厚生労働大臣が定める病気などの利用者様に、在宅療養について指導、相談を行った場合
退院支援指導加算	6,000円 (退院後1回を限度) 8,400円 ※長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われた場合 ただし、退院日以降の初回の訪問看護が行われる前に患者が死亡した場合に限り死亡日に算定可
在宅患者連携指導加算	3,000円 (1回/月を限度)	医療関係職種で共有した情報をもとに指導を行い、その内容を多職種に情報提供した場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円 (2回/月を限度)	急変や治療方針変更時、医療関係者及び相談支援専門員が利用者宅で話し合いを行い必要な指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500円 (月1回を限度)	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の指導・連携を行った場合
専門管理加算	イ：2,500円（1回/月） ロ：2,500円（1回/月）	イ：緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ロ：特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
訪問看護情報提供療養費	Ⅰ：1,500円（1回/月を限度） Ⅱ：1,500円（1回/年を限度） Ⅲ：1,500円（1回/月を限度）	Ⅰ：厚生労働大臣が定める疾病等のうち、保健福祉サービスとの連携を強化することを目的に市町村や保健所などに対し訪問看護に関する情報を提供する場合 Ⅱ：厚生労働大臣が定める疾病等のうち、義務教育諸学校に入学時や転学時等により初めて在籍となる利用者について訪問看護に関する情報を提供する場合 Ⅲ：保険医療機関等に入院、又は入所する時に訪問看護に関する情報を提供する場合

訪問看護ターミナルケア療養費	Ⅰ：25,000円（1回のみ） Ⅱ：10,000円（1回のみ）		Ⅰ：在宅または特別養護老人ホーム等で、主治医と連携し、終末期の看護サービスを提供した場合 Ⅱ：特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者に、終末期の看護サービスを提供した場合
遠隔死亡診断補助加算	1,500円 （1回につき）		研修過程を修了した看護師が情報通信機器を用いて、医師の死亡診断の補助を行った場合
訪問看護医療DX情報活用加算	50円 （1回/月を限度）		居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、その活用によって質の高い訪問看護を提供した場合
（新設） 訪問看護ベースアップ評価料 （Ⅰ）	780円		勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合 （1回/月を限度）
（新設） 訪問看護ベースアップ評価料 （Ⅱ）	イ	10円	
	ロ	20円	
	ハ	30円	
	ニ	40円	
	ホ	50円	
	ヘ	60円	
	ト	70円	
	チ	80円	
	リ	90円	
	ヌ	100円	
	ル	150円	
	ヲ	200円	
	ワ	250円	
	カ	300円	
	ヨ	350円	
	タ	400円	
	レ	450円	
	ソ	500円	

【その他の利用料】

時間延長利用料	2,000円 (30分につき)	長時間訪問看護加算を算定する場合以外に、訪問看護に要した時間が90分を超えた場合
休日利用加算料	1,000円 (30分につき)	営業日以外の日に訪問した場合
交通費	I : 200円 (1回につき) II : 300円 (1回につき)	I : 事業所から自宅までの距離が2～5Km以内 II : 事業所から自宅までの距離が5Km以上
お清め料	10,000円	自宅でご逝去された際、ご家族の希望によりお身体をふき清め、お見送りの準備をする場合
通院看護	6,600円または8,800円	別紙パンフレットをご覧ください
	延長 3,300円/30分	
オムツなどの材料費	実費	